

## 稲沢市市民参加条例案へのパブリックコメント募集結果について

### 1 募集期間

平成 20 年 7 月 1 日(火)から 7 月 25 日(金)まで

### 2 意見提出件数

3 件

(内訳) 電子メール 1 件

郵送 1 件

持参 1 件

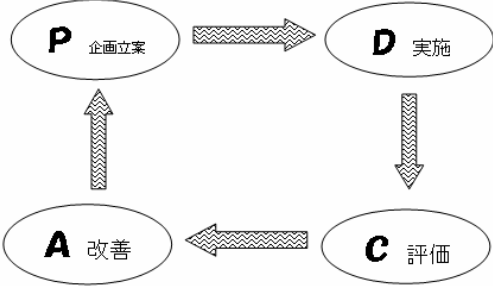
## 「稲沢市市民参加条例案」についてのご意見と市の考え方

### 条例案全体について

	ご意見の要旨	市の考え方
1	今回になってなぜあらためて市民参加条例を作成するのか、私たち市民は多少疑問があるのは事実です。	社会情勢の変化により、全国的に、市民が行政活動への参加や協働を保障するための条例を策定する動きが増加しており、稲沢市も例外ではありません。 市民参加を拡大するためには、市民にも呼びかけて実効性のあるルール(=条例)をつくって推進していくことが重要であると考えています。
2	国家の法律は、内容が立派過ぎて小回りが利きません。条例はその都度世の移り変わりによって臨機応変に慎重に稲沢市のため市民のためによりよい条例を心がけなければなりません。	条例案では最低限のことを規定し、具体的な手続きについては規則などで別に定めます。
3	他の市町村の条例を参考にすることは必要ですが、類似するものは作ってはなりません。 稲沢市民が青少年を含めて幸せになる個性的な条例でなくてはなりません。	市政を「企画立案」「実施」「評価」の各過程に分けて考えたこと、現状では具体的な参加手続きがない「実施」「評価」の過程については研究・実施に努めていくとしたこと、以上が条例案の特徴と考えています。
4	条例はどこまで効力があるか、違反したとき、どれくらいの定められた罰則・罰金があるのか、罰則・罰金に関係ない条例もあると思いますが、具体的に説明して、市民の納得のいく解釈説明が必要です。	第3条において「すべての市民が参加できること」「市民の自主性が尊重されること」と規定しているように、市民に対して市民参加を強制するものではありませんので、罰則を条例に盛り込むことは考えていません。
5	まず、期待も何もできませんでした。 「市民参加条例」とは なんなのかわかりません。(いつ、どこで、だれが、なにを、どうして(理由)、どうやって(方法)、どうする)が見えないし、想像すると市民が参加しなければならない義務規定?(たとえば 市民のこの点に問題(課題)があって、市長の考える年度方針が達成できない、だからこうしたい、とか説明してもらおうと分かります。) よりよい街とは?(収入?心のふれあい?)・・・抽象的で、どう取り組んでよいか見えないでしょう。	市民参加条例は、市民参加について基本的なルールを定めるものですので、具体的なことを書いていません。具体的な手続きについては、規則などで規定しようと考えています。 わかりにくいというご指摘を真摯に受け止め、今後の規則などの策定に生かしていきます。

	ご意見の要旨	市の考え方
6	<p>市民と市の相互理解？ それぞれの立場でやらねばならないことが異なるから公務員であり 市民ではないでしょうか？</p> <p>市民は税をはらい 市政では税金（人物 金 情報 時間の1つ）で最大公約数の満足を作り出すこと。と思うのです。</p>	<p>憲法で保障されている地方自治の本旨である「住民自治」は、「地方における行政を行う場合にその自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行うという原則のこと」とされています。</p> <p>市民が、市長や市議会議員を選挙し、施策の決定や実施をゆだねることは、一般的な「住民自治」のあり方です。しかし、「住民自治」は、ゆだねることに限定したものではなく、市民がそれぞれの力を生かして広く参加して行く仕組みも含まれると考えます。</p> <p>例えば、今回のパブリックコメントにご意見をお寄せいただいたことも市民参加の一つと考えています。</p>
7	<p>議会に議員を送っていますが、市民の声である議員さんはこの条例でどのような位置で活動されるのでしょうか？</p>	<p>地方自治は、住民が選んだ長と議会の議員によって運営される二元代表制間接民主主義が採られており、市長と市議会議員は、ともに直接選挙によって選出された市民の代表として、市政を担っています。</p> <p>通常、市長は、法に定められた重要な案件について、まず自らの政策を意思決定した上で、市議会に審議をお願いし、議決を経て、実施します。</p> <p>市民参加は、市長が意思決定する上で、多くの市民の方のご意見を聴き、政策に反映させるための手続と考えており、選挙によって選ばれた議会の権能を侵すものとは考えていません。</p> <p>市長と議会それぞれが市民の意見を反映した提案やチェックなどを行うことは、議決の内容をより高めることにつながるものと考えています。</p>
8	<p>この施策の背景、期待できる施策なのか？ どう考えてみても、答えは No です。意味の分からない施策に期待できないです。責任も生まれないし、義務もなく 自然消滅 税の無駄遣いです。</p>	<p>ご指摘は、市民参加条例制定後の活用についてご懸念いただいたものとして、真摯に受けとめます。</p>
9	<p>市政に携る方々は ・情報公開してください。いま何が問題なのか？ なぜそういえるのか？</p>	<p>条例案第3条第3号で基本原則の一つとして「市民及び市が情報を共有すること。」と規定しています。</p> <p>条例案に規定したいずれの参加手続きも、情報を積極的に提供することが重要であると考えています。</p> <p>市民参加条例の制定を一つのきっかけとして、今後も周知方法の改善に努めていきます。</p>

条例案の各条について

	ご意見の要旨	市の考え方
10	<p>第1条「市政に参加するため」「市政に積極的に参加できるように」としました。</p> <p>&lt;理由&gt; 市民意識の向上をより強くアピールする。</p>	<p>第3条において「すべての市民が参加できること」「市民の自主性が尊重されること」と規定しているように、市民に対して市民参加を強制するものではありません。</p>
11	<p>第1条「推進するとともに」「推進することで」としました。</p> <p>&lt;理由&gt; 意識の自覚と決断の実効性を高める。</p>	<p>条例の目的として、「市民及び市が協働によりまちづくりを推進すること」と「魅力ある自立性の高い地域社会を実現すること」の2つを掲げています。</p>
12	<p>第2条(2)の「企画立案、実施及び評価」「計画」「実施・実行」「点検・評価」「処置・改善」としました。</p> <p>&lt;理由&gt; その昔から Plan Do Check (PDC) といわれ、一般化し、21世紀型経営理念としてプラス Act(処置・改善)が重要視されています。</p>	<p>「企画立案」「実施」「評価」は、継続的な業務改善サイクル(下図)を意識したものです。</p>  <p>市民参加の手続きは過程によって全く異なることから、条例案では意図的に「企画立案」「実施」「評価」に分けています。</p> <p>「処置・改善」は、「企画立案」「実施」「評価」の各過程を「処置・改善」するものであって、単独で存在するものではないと考えています。</p>
13	<p>第4条第1項ほか「努めなければならない」「努める」</p> <p>第6条第3項ほか「公表しなければならない」「公表する」</p> <p>第9条第1項「取り扱わなければならない」「取り扱う」</p> <p>第6条第1項「求めなければならない」「求める」</p>	<p>一般的に条例は、市民の権利を制限したり、義務を課したりする重要なものですので、あいまいな表現は避け、簡潔、明瞭でなければなりません。</p> <p>また、市の他の条例などとの関係も考慮しなければなりません。</p> <p>そこで、条文の語尾について以下のように整理しています。</p> <p>「～しなければならない」</p> <p>市民参加に関わる行為のうち、義務付けすべきものについては、「～しなければならない」としました。</p>

	ご意見の要旨	市の考え方
14	<p>第6条第2項「対象としないことができる」「対象としない」</p> <p>第8条「努めるものとする」「努める」</p> <p>&lt;条例での敬語的な文章は、誤読となる恐れがあります。&gt;</p>	<p>「～しないことができる」</p> <p>第6条第2項では、市民参加の対象としないものについて挙げています。しかし、これらを参加の対象とすることが望ましい場合もあり得ます。そこで、参加の有無について裁量を残すため、「～しないことができる」としました。</p> <p>「～するものとする」</p> <p>第8条では、施策等の実施及び評価の過程における市民参加手続きについて、現状では、定まった方法がないことから、今後、市として研究・実施していく方針を示しています。そこで、市の取り扱いの原則や方針を示す条例の表現として「～するものとする」としました。</p>
15	<p>第7条の(4)公聴会手続きは削除。 &lt;理由&gt;市民参加条例の対象外です。</p>	<p>都市計画法などの各法令で一般的に使われる「公聴会」は、公述(意見を述べること)を希望する方が、行政に対して事前に公述の申出を行い、公述人として決定された方が一般傍聴者の前で公述を行うもので、公聴会当日に意見を述べる方が決まっています。</p> <p>これに対して、条例案の「公聴会」は、市の説明に対して、市民と実施機関及び市民相互の意見交換を目的とした集まりと規定し、市民会議、シンポジウム、フォーラム、説明会などの名称を問わず、さまざまな名称で、広く意見を伺うために開催するものを指しています。</p> <p>条文の括弧書き(市の施策等に対して広く市民の意見を聴くため、実施機関が行う会合を開催する手続をいう。)で説明しており、指摘は当たらないと考えます。</p> <p>なお、条例案第6条第2項第1号に規定したとおり、その他の法令により実施基準が定められているものについては、この条例の対象外とします。</p>

条例案に対する感想

	ご意見の要旨	市の考え方
16	名古屋、大阪、東京などの大都市では、条例案を作るときは、審議会などを作り、学識経験者などと呼び、参考意見を聞き、作成するものですが、今回は新しい方法で市民参加の型で市民に呼び掛けたと思います。	条例案の内容にご理解いただいたことに感謝し、市民参加条例の施行に向けた努力と、市政に対する市民参加の推進を目指します。
17	これから優れた市民の方の条例案が稲沢市が安全な美しい都市として永遠に栄えますよう、よい案がたくさん提出されますよう、心から祈っています。	
18	私も市民の一人として「市民参加条例案」が日常の暮らしを変えるのかなと期待しております。	

条例案とは別の制度に対する意見

	ご意見の要旨	市の考え方
19	今いらぬ古い必要のない条令はないか、廃止するかの問題も出てまいります。	今回の条例案の直接の規定事項ではありませんが、貴重なご提言ですので、市の各担当課に送付しました。
20	平和・祖父江地区は農村地帯が多く、都会から来た団地族と共存していますが、既にある立派な文化芸術施設、従来ある図書館の書籍交流、移動音楽会、ワンコインコンサート、移動美術館などなど、文化を共有したものです。平和・祖父江地区にも持ってきてください。	
21	団地と比較して、農業に従事している方（町内会はあると思いますが）ゴミゼロ運動に参加しているのを一度も見たことがありません。家が離れ離れのせい、村道（車は対面交通）、家の周り、田んぼ、畠の周辺は草ぼうぼうです。そのせい、車からゴミの不法投棄が多くて困ります。年1回ぐらいは、農業の手をやめて、家の周り、農道の清掃草刈りをやるよう、市当局も区長さんなどを通じて参加していただくようお願いしたいものです。	

	ご意見の要旨	市の考え方
22	<p>稲沢市内の自動車一方通行の多いのには驚きましたが、道路交通法上のことでやむを得ないことと思いますが、平和町のヨシツヤから西へ300mぐらいに左折する細い道路があります。この辺りは愛西市と平和町が入り組んでいて、複雑な地形ですが、左折道路は、愛西市です。</p> <p>住民の方の車は仕方ありませんが、この細い道路が津島市への最短コースなので朝から夜まで私たちの団地を通過して、ひっきりなしに車が通ります。155号を通るよりは最短で行けます。朝の学童通学に心配なことが大きいです。できましたら、交差点に交通指導員の方を一人置きたいくらいです。</p>	<p>今回の条例案の直接の規定事項ではありませんが、貴重なご提言ですので、市の各担当課に送付しました。</p>